

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○宮下委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本（岳）委員 日本共産党の宮本岳志です。

私は、先日の予算委員会でも、軽減税率というものとはまやかしかつて、痛税感緩和されるかもしれないが逆進性は解消されないこと、それどころか、むしろ痛税感の緩和を利用してさらなる税率アップをしやすくするものであることを指摘いたしました。

きょうは、この軽減税率に伴うインボイス方式の導入についてただしたいと思います。

まず大臣に確認いたしますが、なぜ今回インボイス方式を採用するんですか。

○麻生国務大臣 複数税率というもののものでは、適正な税というものの確保というものをきちんとするためには、この制度の導入が必要だというのがまず第一です。

いわゆる複数税率のもとでは、売り手は軽減税

率で申告し、買い手は標準税率で仕入れ税額控除をするといった事態が発生するということがないように、売り手である課税業者がみずからの申告する税額また税率を記載したいいわゆる証明書、内容証明、インボイスを発行して、これに基づいて買い手が仕入れ税額控除を行うという事業者間の相互の牽制を確保するという仕組みが必要だというのが基本的なところであります。

○宮本（岳）委員 このインボイス方式には、消費税導入時からさまざまな問題点が指摘をされてきました。

国税庁の税務大学のウェブサイトに、研究活動として税大論叢という冊子が掲載されておりますけれども、その四十二号、二〇〇三年六月三十日発行の分に「消費税の複数税率化を巡る諸問題」という望月俊浩研究部教育官の論考が掲載されております。

この論考によりますと、インボイス方式には、一つ、「事業者にとってはインボイスの発行及び保管、課税庁にとっては課税事業者の管理といった事務負担が増大する」、二つ、「免税事業者からの仕入れが控除できないために免税事業者が取引から排除されるおそれがある」という問題点がある。「こう指摘をされております。

そういうふうに国税庁のウェブサイトにも掲げられているわけですが、これは事実か。この二つがインボイス方式の問題点であるということ、財務省も認めるか。主税局長、いかがですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。
今先生御指摘の税務大学の論文でございます

が、それは確かに存在するところでございます、それはまさに個人の見解で述べているという立場で書かれているものですから、それはそういうものとして受けとめておることでございます。

一方で、これは別でございますが、よく、しばしばインボイス制度についての懸念というか、そういうことが言われることがあるんではないか、思います。きょういろいろ御議論がこの場でもありましたとおり、例えば免税事業者が取引から排除されるのではないかと、あるいは課税事業者に免税事業者が転換するということになれば新たな事務負担が生じるんじゃないだろうか、そういうふうな御懸念があるということは十分承知してるところでございます。

○宮本（岳）委員 ここに参議院の調査室が発行している「立法と調査」の三百七十三号、これはことし一月号です。参議院の調査室が出しているものですが、財政金融をめぐる諸問題、参議院財政金融委員会調査室の村田和彦さんの論文というのが載っていますけれども、私の紹介したこの二点が指摘をされて、この望月さんの論文が引用されていますから、今回、院で、参議院ですけれども、議論してくれというときの情報提供にもやはり引用されている論文だということは申し上げておきたいと思うんですね。

私がきょう聞きたいのは、この二点、事業者の事務負担が増大する、免税事業者が取引から排除されるおそれがある、この二つの問題点はどのように解消されるのかということでありまして、今回インボイス方式を導入するというわけですから、

この問題点は解決できるということですか、財務大臣。

○麻生国務大臣 複数税率と言われるもののもとでは、適正な課税というものを確保していくためには、いわゆるインボイスと言われる、適格請求書等保存方式とか、訳すとそういうことになりましたので、みんなインボイスと言うことになりましたので、片仮名は余り使いたくないですけれども、何となくこういった言葉が今はやっております。インボイスというのが、何となくみんなわかったようなことを言われますけれども、余りインボイス自体がわかっておられぬ方が多いので、これは、言っている本人に、言っている意味がわかっていないのとも聞くんですけれども、よく国会議員の中でおられますので、インボイス、インボイスとか言われる方ほどわかっておられぬなど、いつも思うので。

どうしてもこれは、適格請求書を保存しておかないかぬところが一番手間がかかることだというふうに理解されているのだと思います。御指摘のように、この制度を導入いたしますと、免税事業者からの仕入れというものにつきましては仕入れ控除ができない、いわゆる仕入れ税額の控除ができないということになりますので、免税業者が取引から排除されるとの声があるということはもう承知をいたしております。

また、免税事業者が課税を選択した場合には、他の課税事業者と同様に、この制度、インボイスの発行や納付税額の計算等々につきましても対応いただくという必要があるかと存じます。

▽こうしたことを踏まえまして、免税事業者が課税事業者への転換ということをやるかやらないか見きわめながら、しっかりと準備ができる期間というものを確保しておかないかぬと思っておりますので、この制度の導入は平成三十三年四月、約四年間の準備期間を設けるということにいたしております。

（2021年）

同時に、インボイス制度の導入から六年間というものの措置として、その間に課税事業者への転換の可否を御自分で判断していただくようにするために、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めるということにいたしております。仕入れから八〇%とか六〇%とか、いろいろなやり方があるかと思いますが、今のところ、税額控除の可能性を、最初の三年間で八〇、その後五〇というように一応考えておるんですが、免税事業者が課税事業者への転換をするという場合に新たに生じます事務負担、これも事業者にとってまちまちなんだと思っておりますので、Bツ―I Bでやっておられる方とBツ―Cでやっておられる方は大分違うと思いますので、個々の事業者にどのような準備が必要か、これはよく考えていただく必要があるかと思っております。まずは、免税業者を含めまして、この制度の周知徹底というものを図っていくのが一番だと思っております。

いずれにしても、今般の税制改正法案の附則におきまして、政府としては、この制度の導入によります事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性などを検証しつつ、かつ必要な対応を行うということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

っかりかつ丁寧なこれは対応していかないと、要らぬ混乱を招くということをお私どもとしては断固避けたいと思っております。

○宮本（岳）委員 そんなことで本当に問題が解決するのかわかることをきょうは取り上げたいんですね。

私は、一昨日、大阪で業者の皆さんから直接話を伺ってまいりました。

印刷デザイン会社の会社を経営している年配の経営者は、インボイスが始まったら課税業者を選ぶ人もいるだろうが、消費税は身銭を切って赤字でも払わなくてはいけない、後継者もないし、そうになったら商売をやめる、こう言っております。

アイスが人気の大阪のゼー六というお店があるんですが、このアイスはうまくて人気です。店の前でアイスを売りながら、店の中で喫茶店もやり、中ではコーヒーも飲み、アイスも食べられます。大阪でも有名な店でありますけれども。

この店主は、消費税率が八%になったとき、一個百円のアイスもなかの値段を据え置きました。牛乳や材料の値段は上がっている、利益を出そうと思えばその分も、消費税分も転嫁しないといけないんですけれども、できなかったと。それでも大阪のお客さんは、笑い話ですけども、ちよつと小さくなったんちゃうか、あるいは消費税の分、味が薄くなったんちゃうかと言わはると。

その方が言うには、我々業者はお客様の反応で価格が決まるんだ、店に来てくれるか来てくれないかを肌で感じながら値段を決めるんです、業者というのは働き分だつて削って商売をやっているんで

すよ、最賃で換算したら時給二百円ぐらいですよ、こうも言っておられました。うちはもなかの持ち帰りもやっているが、八%と一〇%になったら、中用と外用とレジを分けなきゃいけない、持ち帰りは八%らしいけれども、持ち帰るためのビンールや資材は一〇%だ、持ち帰りされた方が原価が上がる。

そば屋さんは、八%になると出前がふえるだろう、しかし、出前をするために人を一人雇わぬといかぬ、麻生さんは出前料を取ったらええなんて言うたけれども、そんなことを大阪の商売でやっているところはない、できるのは大手の宅配ピザとか一部のことで、大体、大阪市内は駐車もできない、すぐ駐車禁止のステッカーを張られて反則金だ、こういうようなことでございました。

大臣、これが業者の実態だと思うんですよ。混乱することはもう明瞭です。そして、最初の印刷デザイン会社の人のように、そんなややこしいことになるんやたらもうやめやということになるのは火を見るより明らかではありませんか。

○麻生国務大臣 これは繰り返しになるかもしれませんが、複税率というものをやろうと思いませんと、これは、適正な課税を確保するためにはいわゆるインボイスというものの導入というのは必要なんだと思っております。

他方、いろいろな言われましたように、この導入に当たりましてはいろいろな影響が出るということももう重々承知をしておりますが、これはしっかり丁寧に業者に対応を行っていくということが重要、これもはっきりしていると思います。

したがって、今般の法案の附則において、政府におきましては、インボイス制度の導入に係りますいわゆる事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性などを検証しつつ、必要な対応を行うということにいたしておるところであつて、この方針に沿ってしっかりと事業者へ説明等々を行っていかねばならぬのですが、おっしゃる通りに、今さまざまな御意見というのが、私ら筑豊でも似たような話がいつぱい出たことは確かですが、出前のところは少し違っておりますけれども、私の聞いたそば屋さんは二軒しかありませんので、ちよつとそこところは大阪とは違っているのかもしれない。

○宮本（岳）委員 実態は本当にさまざまで、意見を聞いてもらいたい、こういうことです。先ほどのゼー六の御主人は、麻生大臣にも聞いてもらいたい、国会議員の先生方にぜひ話を聞いてもらいたい、こういうふうにおっしゃっております。私は、財務金融委員会でも理事会では参考人質疑や公聴会もやろうという声も出ておるので、その際には真つ先にお声をおかけします、こういうふうに言っておきました。

ここで委員長にお願いがあるんです。こういう声に應えるためにも、参考人質疑あるいは公聴会が必要だと私は考えます。この間の理事懇談会での合意の方向を踏まえて、ぜひとも開催していただきたい。

○宮下委員長 理事会で協議をさせていただきたいと思ひます。

○宮本（岳）委員 では、具体的に聞きたいと思

います。

△ 財務大臣、一四年四月に消費税が八%に引き上げられたとき、規模が小さな事業者も、その引き上げ分、三分、消費税の価格転嫁はきちんとできたという御認識ですか。

○麻生国務大臣 消費税率の八%への引き上げ時における引き上げ分の価格転嫁につきましては、ことしの一月、中小企業庁が実施したアンケート調査があります。これによると、全て転嫁できていると回答した事業者が、事業者間取引で八五・八%、消費者向け取引で七一・八%おられました。一方で、全く転嫁できていないと回答された事業者が、業者間取引で三・四%、消費者向け取引でも五・四%おられたものと承知をいたしております。

いずれにしても、事業者の方々が転嫁ができずに消費税の負担を自分でのみ込むといったような状況にならないようにするために、引き続きこれは政府としては一丸となつて対策に取り組んでいくということ、あのときも随分いろいろな形で、それまでやるのはやり過ぎじゃないか等々、御意見がありましたけれども、強引にやらせていただいて、結構その対応はできたので、あれをしていなかったらもっと多かつたかなと思わないでもないんですけれども、いずれにしても、かなりいろいろな努力が必要だ、私どももそう思います。

○宮本（岳）委員 きょうは公正取引委員会にも来ていただいております。

公正取引委員会の調査では、転嫁の状況はどうなっておりますか。

○原政府参考人 お答えいたします。

消費税の転嫁拒否行為に対しましては、迅速かつ厳正に対処しているところでございます。

消費税転嫁対策特別措置法が施行された平成二十五年十月から平成二十八年一月までに、公正取引委員会及び中小企業庁において二千四百四十七件の指導を行っており、また、重大な転嫁拒否行為に対しては、公正取引委員会において三十二件の勧告を行っているところでございます。

今後とも、消費税の転換拒否行為について、未然防止と迅速かつ厳正な対応に努めてまいりたいと思っております。

○宮本（岳）委員 そういふのは本当に氷山の一角なんですよ。実態はそんな、大方いけているなんという状況では全くないですよ。

私が一昨日に話を聞いてきた、難波の駅前でスナックを経営しているマスターの話であります。簡易課税で計算すると、売り上げ一千万円で税額は三十二万円になる、仕入れ値も上がっているし、不況で客足も本場に遠のいているという話でありました。客から三千円ばかりでと言われますと、その金額の中でやるしかない、中には三千円でビールを五本も十本も飲む人もいるけれども、消費税を上乗せするどころか、まけて自腹を切っている、断つたらお客に来てもらえなくなる、利益なんか出ていないですよ、消費税額三十二万円が丸々自腹ということになる、消費税は紛れもなく営業破壊税だ、こうその方はおっしゃっております。

ゼー六さんがおっしゃるように、売り値は需要

と供給で決まるんです、お客さんの顔色で決まるんです。激しい価格競争がある。しかも、そこに

軽減税率が導入されて、インボイスが発行できなければ取引から外れるということになれば、免税業者はまさにどんどん取引から排除されていくのではないかと。財務大臣、それは明瞭じゃありませんか。大臣、排除されるんじゃないやしませんか。

○麻生国務大臣 たびたび御答弁を申し上げているように、これがBツーBの間で起きる可能性というのには十分にあり得るんだと思っておりますので、消費者と直接の場合よりBツーBの間で起きる可能性が高いという点は、宮本先生がおっしゃるとおりなんだと思っております。

先ほども申し上げましたように、いろいろな形での支援というものと、時間をかけてやっていくということをやっているのかぬのだと思っております。

○宮本（岳）委員 この免税業者の排除問題というの、決して一握りの、少数の業者の話ではないんですよ、おわかりだと思えますけれども。

日本の伝統的な産業構造または商慣行に基づいて、我が国には何層にもわたる分厚い中小零細業者が存在します。ですから、大臣がおっしゃるBツーBというものが、零細な業者がそのBツーBの中に入り込んでいっているのが日本の特徴なんですね。

これも、きょうは中小企業庁に来ていただいております。改めて確認いたしますけれども、分厚い中小零細業者が存在すること、それが幾層にもわたって間に介在しているということは、我が国

にとつては非常に重要なことであって、我が国経済の強みだと私は思いますが、そうですね。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業、小規模事業者は、物づくりから卸、小売業やサービス業といった広範な業種に及び、産業活動や国民生活に必要な多様な製品やサービスを提供する役割を担っていると認識しております。

また、中小企業、小規模事業者は、事業者数では九九・七%を占め、雇用者数で約七割を担っております。

このように、中小企業、小規模事業者は、多様な活動を通じて地域の経済や雇用を支える重要な存在であると認識しております。

○宮本（岳）委員 答弁のとおりです。既に小規模企業振興基本法というものもつくられて、そこでもしっかり位置づけられているわけですね。

そこで、伺います。これは財務省ですけれども、平成二十六年度で課税事業者数、免税事業者数の推計はそれぞれどのようなようになっておりますか、主税局長。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

課税事業者数でございますけれども、国税庁の二十六年度の統計年報によりますと、申告ベースで約三百十二万社、個人、法人を入れてでございます。

それから、免税事業者数でございますが、消費税の申告をいたしませんので正確な数字は把握することが難しゅうございますけれども、総務省の国勢調査等をもとに機械的に試算をいたしますと、

約五百十三万社程度と推計しております。

○宮本（岳）委員 課税事業者が三百十二万、免税事業者数が五百十三万。合計八百二十五万事業者のうち、免税事業者が五百十三万ということですから、六割以上を占める事業者、この六割以上を占める事業者にかかわる大問題なんですね。

冒頭に紹介した望月俊浩研究部教育官の論考では、紹介した二つの問題点を指摘した上で、「特に免税事業者の取引排除の問題はインボイス方式の大きな問題点である。インボイス方式を採用する場合はこの問題をやむを得ないものと割り切る」という指摘がこの論文の中に出てまいります。

今回、二〇二一年度からインボイスを導入するということについて言えば、まさに望月さんが言うとおり、この問題を取引排除が起ころともやむを得ないということと割り切る、つまり、免税業者はもう潰れてもよいと割り切ることになるのではありませんか、財務大臣。

○佐藤政府参考人 今御指摘の論文でございますけれども、論文の中には割り切るという記述があるようにございますが、先ほど申し上げましたように、個人的な御見解であるというふうに思います。

一方で、インボイス制度というのは、複数税率制度のもとで適正課税を行うためになくはならないものであるということでございます。ただし、それが、今まで御議論ありましたように、取引排除の懸念とかといったような問題を含めまして、免税事業者の事業に大きな影響を与えるということ

とも十分肝に銘じなければならぬということ、それに対応した制度設計、あるいは運用での対応といったものもきちんと丁寧にやっていく必要があるものだろうと認識してございます。

○宮本（岳）委員 私は余り又聞きをしたくない方なんです。

では、聞きますけれども、今おっしゃった取引排除の懸念、これは一体、具体的にどのようなように解決されるのか、解消されるのか、どうするんですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

さまざまなケースがあると思いますけれども、一つは、今、排除されるということですから、仮にインボイス的なものが出せないということであれば、取引をやめますよとかいうようなこともひよつとして起ころのかもしれない。いろいろなケースが想定されるんだろうと思いますが、一つの例として申し上げます。

○宮本（岳）委員 いやいや、だから、そういうことが起ころ懸念がある、それを解決するのにどういう策があるんですかと僕は聞いたんですが。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。そういう懸念があるということでございますので、やはりしっかりと時間をかけて、しっかりとインボイス導入までの間の準備あるいはその後の仕入れ税額控除に伴う一定の特例措置というようなものも工夫しながら、そうしたものに対応していくというふうに制度設計として提案申し上げます。

○宮本（岳）委員 昨日も維新の党の井坂議員が

質問していました。免税事業者の排除という問題は、経過時間、準備時間があれば解決するという

問題ではありません。免税事業者が準備期間を経て免税事業者でなくなるとすれば、レジなどを導入して課税業者になるか、最初に紹介した大阪の業者のように廃業するか、どちらかであります。

免税業者が免税業者である限り、インボイスは発行できません。そのインボイスが発行されなければ、そこから仕入れた事業者は仕入れ税額控除が受けられないわけですから、その免税事業者は取引から排除されます。これは、準備時間を置こうが経過期間を置こうが、インボイスを発行できる課税業者になる以外に解決しようがないんですよ。あるいは、競争の中で淘汰される以外ないんですよ。

財務大臣、この制度のこの問題点というのは、まさに我が国八百万事業者のうち六割以上を占める中小零細の免税業者にかかわる問題ですけれども、結局は、これは強制的に課税業者になるか、あとはもうやめるか、こういうことになるんじゃないですか。時間で解決しますか。

○佐藤政府参考人 答えさせていただきます。

一般的に、やはりそういう排除の問題とかいろいろな問題は出てくるんだろうと思いますけれども、実際、それでは、個々の免税事業者がどういう形の人たちを想定するかということもあるんだろうと思います。BツーBであるのかBツーCであるのか、そういう事業かどうかによっても影響してくるんだろうと思います。BツーBだと比較的にそういう問題が起ころやすいかもしれません。

れども、Bツ－Cだとそういうものとは違う局面があるかもしれませんし、あるいは取引相手がどのような事業者であるかとか、いろいろな事情があるんだらうと思います。

ただ、我々といったしましては、こういう制度を新しく導入することを提案しているという以上、やはり事業者が、インボイスについて自分の事業にどのような影響を与えるのかというものをちゃんと見きわめる、それから、課税転換する場合、本当にそれが必要なのかどうかを判断する、課税転換が必要と判断した場合には区分経理に伴う準備がどういふものが要かというのをしっかりと考えていただくというようなことが生じてくるということとは、制度変更でございまして、やむを得ざることをして起こりますので、それに対してしっかりと対応していただけるような経過措置なり、あるいは制度の周知徹底というものに最大限努めていくという立場でございます。

○麻生国務大臣 先ほど言われた三百万社、五百万社、合計八百万社のうち、払っていない方が五百万社というところですけども、これは、一番の問題はその内容で、Bツ－Bの人がその五百万のうち何百万社いるかであって、Bツ－Cの方にとっては、これは基本的には免税業者のままであるという選択だとかは十分あり得るんだと思っておりますので、その内容の詰めがちゃんとよくわかりませんので、五百万のうちの内訳がBツ－CかBツ－Bかというところがちよつとわからぬなという感じはしますけれども。

いずれにしても、Bツ－Bの方々にとってはそ

ういったことは十分にあり得ると思っております。

○宮本（岳）委員 この議論をずっとやっていきますと、結局、主税局長の答弁を聞いても、だから、準備期間を置いて、そして課税業者になるための準備期間は十分とていましてという話であって、免税のままでいける具体的な手だてというものは何らないわけですよ。ないというか、今のBツ－Cなら大丈夫でしょうという話以外ないわけですよ。

それで、これは今回、法律の附則百七十一条二項に、消費税の軽減税率制度の導入後三年目途に、検証して、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる、こういう一文が入っているからということも言われました。

では、この必要な措置というのは、免税業者をインボイス導入により廃業や課税業者に強制的に追いやるといふことがないようにするための措置を講じるといふふうに考えていいですか、大臣。そのように理解していいですか。

○麻生国務大臣 これは現実問題として、その三年なり四年なりの時間の間にどういったことがいろいろ起こるか、ちよつとまだ私どもとして全部が全部予測できているわけではありませんけれども、そういった意味で、私どもとしては、なるべくそういった形で、強制的にやらされる、税額がそんなに、一千万も売れていないのに課税業者にされるというのはちよつと納得できないというところがいっぱいおられると思いますので、そういったところをどうするかというのは、ちよつと

別の問題として考えなきゃいかぬと思います。

○宮本（岳）委員 時間ですから終わりますが、絶対に、インボイスの導入によつて廃業したり、その意に反して無理やり課税業者にならざるを得ないといった状況を生んではならないと思うんです。

しかし、そういう方法がそんなに簡単にあるぐらいなら、最初からやれということになるわけです。時間を置こうが、徐々にやろうが、免税事業者として必死に頑張っている五百万の小規模事業者を切り捨てることにつながるインボイス方式はきっぱり撤回する。何よりも、軽減税率の導入などではなく、消費税の増税こそ中止することを強く求めて、私の質問を終わります。

（緑編集）